

保健医療特別委員会の設置について

本市議会は、保健医療計画、病院事業会計の現状及び課題について調査・研究を行い、健全な病院経営及び地域医療体制の充実に資することを目的に、下記のとおり、特別委員会を設置する。

記

- 1 本特別委員会は、「保健医療特別委員会」と称し、7人の委員をもって構成する。
- 2 本特別委員会は、議会在活動終了を議決するまで存続する。